

火山調査研究推進本部政策委員会

第10回総合基本施策・調査観測計画部会における「火山調査研究の推進について－火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－（案）」に関する主な意見

火山調査研究推進本部政策委員会第10回総合基本施策・調査観測計画部会における委員からの主な意見において、「火山調査研究の推進について－火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－（案）」に関連するものは以下のとおりである。各項目（網かけ部分）に対する第10回部会での意見を整理しリスト化した。

はじめに

・そして、調査観測計画の審議内容を踏まえた総合基本施策中間取りまとめの修正を行い、総合基本施策を策定した。（資料総10－（3）のL30-31）

・「調査観測計画の審議内容を」を「調査観測計画の審議内容も」にしてはどうか（上記意見への考え方）
→修正する。

第1章 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進の基本的考え方

1. 我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究

・我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究の取組

・また、同様の仕組みとして、文部科学省は、火山本部の総合基本施策に基づき、「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」及び「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」を両輪で実施し、火山本部における効果的な火山活動対策の実現と将来を担う高度な知見を有する火山研究者の育成と、火山ハザード対策に資する対策支援技術の開発及び社会実装に向けた取組を進めることで、人命の保護、発災時の被害最小化、経済社会の維持、迅速な復旧・復興という国土強靱化の基本目標達成を目指している。（資料総10－（3）のL75-81）

・この取り組みだけで国土強靱化の目標が達成できるように読める。
・これまでの観測研究の取り組みに、これから目指す内容が含まれていることに違和感がある。
（上記意見への考え方）
→経緯部分の粒度と記載場所を含めて修文する。

・「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」及び「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」は、総合基本施策は別物と考えてよいか。
（上記意見への考え方）
→総合基本施策第3章の調査及び研究の方針に基づいて、文部科学省が公募を作成したのが「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」

及び「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」である。

- ・「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」及び「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」の公募はトップダウンなのか、研究内容はどのように反映されるのか。
- ・「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」のプロジェクトの中でも、企画立案ができるような体制が必要なのではないか。

(上記意見への考え方)

→「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」及び「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」は委託事業であり企画提案型の公募である。文科省の示した公募に沿った形で、研究者の方々に企画提案をしてもらい、その中で文科省が進めたい内容を研究者に実施してもらう。

第2章 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項

1. 火山に関する総合的な調査観測の推進

(1) 基盤的な調査観測

- ・陸上の基盤的な観測体制は、陸上の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準で推進するために必要である。陸上の常時観測点はこれまでも各機関で段階的に整備が進められてきたが、調査及び研究を一定の水準で推進するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・運用・更新・高度化の推進は不十分である。(資料総10-(3)のL173-175)
- ・常時観測点(防災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET)により、陸上の火山について、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するための調査観測を実施する。(資料総10-(3)のL200-202)
- ・調査及び研究を一定の水準で推進するためには、地震活動や地殻変動、空振、表面現象の観測により、地殻内の複数のマグマ・熱水だまりや開口割れ目の位置・形状等や、それらにおけるマグマや熱水の移動、地下温度の変化、噴火の発生等を把握するための基盤的な調査観測体制が必要である。(資料総10-(3)のL202-206)

- ・研究の一定の水準が問われているように感じる。
- ・調査観測の一定の水準ならば良いのではないか。
- ・一定の水準の意味が分かりづらい。

(上記意見への考え方)

→ここでの「一定の水準」は「基盤的な調査観測体制」に係っており、この点が適切に表現できるように修文する。

また、各火山において観測体制の状況が異なるため、「基盤的な調査観測体制」を順次整備していく必要があるため、その点が適切に表現できるように

追記する。

(2) 機動的な調査観測

・防災科学技術研究所に常設の組織として構築された「機動的な調査観測・解析グループ」により、機動的な調査観測を一元的に実施する。本グループは、平時より大学、研究機関、関係行政機関が参画し、観測資機材の運用管理等を含む中核的機能を有するものとする。(資料総10-(3)のL257-260)

・文頭に「国としての観測、測量、調査及び研究の更なる推進のために」を追記してはどうか。

(上記意見への考え方)

→ご指摘の意見を踏まえ修文する。

第4章 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保

1. 火山研究人材の育成と継続的な確保

・「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」の同様の仕組みとして、「火山ハザード対策研究人材育成事業」を実施し、全国の大学や研究機関等と連携により、火山ハザード対策に貢献できる、専門性、学際性、企画・立案力を有する高度な火山研究者を育成する。(資料総10-(3)のL549-552)

・新たに人材を育成することのみを考えて、研究者を確保するという視点が抜け落ちているのではないか。

(上記への委員からの意見)

→資料総10-(3)のL558の記述で継続的な人材確保で網羅しているという理解。

・L549の部分で、人材育成事業だけでなく研究事業も通して、高度な人材を出すということにしてはどうか。

(上記への委員からの意見)

→公募には「火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究」と「火山ハザード対策に資する研究人材の育成」の連携が示されている

(上記意見への考え方)

→連携の部分の記載は改めて検討する。